

平成 21 年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管(政策評価担当)部局課室名 総合通信基盤局 データ通信課、事業政策課、料金サービス課、
電気通信技術システム課、番号企画室、消費者行政課、電波環境課
情報流通行政局 情報セキュリティ対策室

評 価 年 月 平成 21 年 7 月

1 政策等

〔政策名〕

政策 1 3 情報通信技術利用環境の整備

〔政策の基本目標〕

電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供の実現を推進するほか、ネットワークセキュリティの高度化等を推進する。

〔次回評価実施予定年度〕

平成 22 年度

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18 年度	19 年度	20 年度
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の見直し・執行	法律の施行状況の検討及びその結果に基づく必要な措置の実施	20 年度	警告メールの発出実績	647 通	759 通	3743 通
			特定電子メール法第 28 条第 1 項に基づく、報告徴収の実績。	0 件	6 件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施	5 件 この他、法律に基づかない任意聴取も随時実施
			特定電子メール法第 7 条に基づく、措置命令の実績	0 件	1 件	1 件
	研究開発等の状況の公表等	20 年度	毎年度公表を実施	1 回	1 回	1 回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
フィルタリングサービスの認知率	70%以上	20年度	インターネット上の有害な情報から青少年を守る有効な対策であるフィルタリングサービス(有害サイトアクセス制限サービス)の認知率が順調に増加しているか。	65.9%	76.8%	
IPv6の普及促進の実施状況	平成18年度と比較した我が国のIPv6アドレスブロック割り振り数等の増加	21年度	IPv6の普及促進の実施状況を評価するため、「我が国へのIPv6アドレス割り振り数」が年々増加していることを確認する。	96	104	123
情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施状況 ・サイバー攻撃等に対する電気通信事業者等における緊急体制の強化	緊急対応体制の強化	20年度	電気通信事業者の緊急対応体制を評価するためには、演習等による機能検証、サイバー攻撃に対する組織のマネジメントの確立等が求められる。 そこで、電気通信事業者の緊急対応体制の強化のため、「電気通信事業分野におけるサイバー攻撃対応演習の実施」並びに「電気通信事業における情報マネジメントの強化」に向けた施策等を実施	・18年度は、電気通信事業者が複数参加したサイバー攻撃対応演習を業界初の取り組みとして実施し、緊急対応体制の確立に向けた課題を抽出した。 ・19年度は、18年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行うとともに、体制強化に向けた方策を検討した。 また、我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。 ・20年度は、平成19年度に引き続き、様々な攻撃を対象にした高度な演習を実施し、緊急対応体制構築に向け更なる課題抽出を行い、体制強化に向けた方策を検討するとともに、演習を普遍化するためのマニュアルとして、演習フレームワークを策定した。 我が国において検討した電気通信事業における情報セキュリティマネジメントについて19年度に引き続き国際規格化を行い、国内普及に向けた方策について調査研究を行った。		

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電子署名及び 認証業務の普 及状況 ・認定認証業 務に係る電子 証明書の枚数	30万枚以上	22年度	<p>特定認証業務の 認定制度を円滑 に実施し、電子署 名法の目的(電子 署名の円滑な利 用を確保し、情報 流通・情報処理の 促進及びこれに よる国民生活の 向上等に寄与す ること)が達成さ れているか。</p> <p>ある時点におけ る、電子署名の円 滑な利用が確保 されているかど うかの評価指標 として、発行累計 総数から、既に失 効された電子証 明書の枚数を除 いた「有効枚数」 を用いる。</p>	約21.4万 枚	約25.7万 枚	約27.3万 枚
・国民への電 子署名及び認 証業務に関す る普及啓発活 動の実施状況	講演活動の 実施4回以 上	20年度	<p>国民が安心して 電子署名を利用 できるようにす るためには、電子 署名及び認証業 務に関する国民 の理解の一層の 深化を図ること が必要であるが、 普及啓発活動は 十分に実施され ているか。</p> <p>普及啓発活動は 十分に実施され ているかどうか の評価指標とし て、電子署名及び 認証業務に関す る国民への普及 啓発を目的とし た講演活動の実 施回数を用いる。</p>	7回	5回	5回

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	18年度	19年度	20年度
基準認証制度に関する調査研究等の実施状況	特定無線設備等に係る市場調査の実施	20年度	特定無線設備等について、技術基準への適合性等を確認するため、市場調査が実施されているか否か。	80台の機器を選定し市場調査を実施。	71台の機器を選定し市場調査を実施。	60台の機器を選定し市場調査を実施。
	各国基準認証制度の調査の実施	20年度	MRAの円滑な実施及び一層の推進のため、各国基準認証制度に関する調査研究等が実施されているか。	9の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。	10の国・地域の基準認証制度の調査を実施。
	相互承認協定(MRA)の実施に伴う研修会の開催	20年度	国内外の認証機関の能力向上のため、研修会が開催されているか。	-	-	MRA国際研修会を開催。

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電気通信事業者数の推移	電気通信事業者数の推移の把握	(別紙1参照)		
ブロードバンド契約者数の推移	ブロードバンド契約者数の推移の把握	(別紙2参照)		
電気通信サービスの料金の推移	電気通信サービスの料金の推移の把握	(別紙3参照)		
競争評価の実施状況	固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域において、市場支配力が存在しているか、また行使されているかを分析・評価することで、現在の電気通信事業分野の競争状況を的確に把握する。	<p>・18年度は、固定電話、移動体通信、インターネット接続、法人向けネットワークサービスの各領域についての定点観測的な分析・評価に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響、隣接市場間の相互関係、携帯電話番号ポータビリティ制度導入による競争状況の変化について分析・評価。</p> <p>・19年度は、定点観測的な評価・分析に加え、事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析を深化させ、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響に関して分析・評価。</p> <p>・20年度は、定点観測的な評価・分析に加え、新サービスの市場競争への影響に関する分析として、FMCなど市場に登場しつつある新たなサービスが競争に及ぼし得る影響に関して分析・評価。</p>		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
IPv6 利用状況	IPv6 の利用状況を評価するため、「我が国の IPv6 契約者数 [*] 」が年々増加していることを確認する。 注) * 出典先：総務省報道発表資料「電気通信事業分野の競争分野状況に関する四半期データの公表(平成 21 年 6 月 25 日)」	607.5 万契約	877.4 万契約	1,113.1 万契約 注) *
実証実験等の実施状況	IPv6 コピキタスセキュリティサポートシステムの利用促進状況を評価するため、「実証実験等の実施状況」が計画どおり進捗していることを確認する。	多数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	少数かつ特定の利用者が存在する利用環境モデルについて実証実験を実施	不特定多数の利用者が存在する利用環境モデルでの実証実験を実施した。 その中で、IPv6 インターネットを通じた総合的なセキュリティサービスの提供モデルを検討し、事業者間での責任分担等の課題を明確にした。
認証機関に対する資格認定業務の実効性確保等に関する調査研究	国民に対し認証業務の信頼性の判断目安を提供する特定認証業務の認定制度につき、認定基準等は実態に即したものに維持できているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認証業務に関する信頼性の目安を適正なものに保つため、及び電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるため、各種の調査研究を継続して実施している。 ・平成 19 年度は「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」を実施し、現行の電子署名法に関する課題の検討を行った。 ・平成 20 年度は同検討会報告書で指摘されている暗号移行等について検討し、認定基準を規定している電子署名法の告示に対して所要の改正を行うこととした。 		

指標等	分析の視点	18年度	19年度	20年度
電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定制度の運用	業務の用に供する設備及び業務の実施の方法に関する一定の基準を満たす特定認証業務に対し認定を行うことにより、国民に対し認証業務の信頼性の目安を提供できているか。	<p>・平成19年度は1業務、平成20年度は1業務を認定認証業務として新規認定しており（平成18年度は新規認定なし）、平成21年3月31日現在、認定認証事業者数及び認定認証業務数は、18事業者18業務となっている。</p> <p>・また、認定認証業務の認定の更新に関しては、平成18年度は18業務、平成19年度は18業務、平成20年度は18業務に対してなされており、認定認証業務の変更の認定に関しては、平成18年度は9業務、平成19年度は18業務、平成20年度は13業務に対してなされている。</p>		
電子署名及び認証業務に関する国民への普及啓発活動	国民が安心して電子署名を利用できるようにするためには、電子署名及び認証業務に関する国民の理解の一層の深化を図ることが必要であるが、普及啓発活動は十分に実施されているか。	電子署名及び認証業務に関する普及啓発活動として、電子署名及び認証業務並びにその関連技術の利用促進を目的としたセミナーの開催、電子署名及び認証業務に関するリーフレットの作成等を通じて、国民の理解の醸成に努めている。		

3 その他特記事項

特になし

電気通信事業者数の推移

(各月1日現在の数値で作成)

	昭和60年 (1985)4月	昭和61年 (1986)4月	昭和62年 (1987)4月	昭和63年 (1988)4月	平成元年 (1989)4月	平成2年 (1990)4月	平成3年 (1991)4月	平成4年 (1992)4月	平成5年 (1993)4月	平成6年 (1994)4月	平成7年 (1995)4月	平成8年 (1996)4月
第一種電気通信事業者(一種)	2	7	13	37	45	62	68	70	80	86	111	126
特別第二種電気通信事業者(特二)	0	9	10	18	25	28	31	36	39	44	44	50
一般第二種電気通信事業者(般二)	85	200	346	512	668	813	912	1,000	1,498	2,028	2,063	3,084
合計	87	216	369	567	738	903	1,011	1,106	1,617	2,158	2,218	3,260

	平成9年 (1997)4月	平成10年 (1998)4月	平成11年 (1999)4月	平成12年 (2000)4月	平成13年 (2001)4月	平成14年 (2002)4月	平成15年 (2003)4月	平成16年 (2004)3月
第一種電気通信事業者(一種)	138	153	178	249	342	384	414	422
特別第二種電気通信事業者(特二)	78	95	88	101	113	112	115	114
一般第二種電気通信事業者(般二)	4,510	5,776	6,514	7,550	8,893	10,025	10,789	11,930
合計	4,726	6,024	6,780	7,900	9,348	496	11,318	12,466

	平成16年 (2004)4月	平成17年 (2005)4月	平成18年 (2006)4月
登録	299	312	315
届出	12,155	12,778	13,459
合計	12,454	13,090	13,774

平成19年(2007)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成20年(2008) 1月	2月	3月
登録	324	324	326	327	327	327	325	325	326	324	323	325
届出	13,972	13,991	14,042	14,079	14,122	14,184	14,239	14,297	14,327	14,287	14,118	14,137
合計	14,296	14,315	14,368	14,406	14,449	14,511	14,564	14,622	14,653	14,611	14,441	14,462

平成20年(2008)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年(2009) 1月	2月	3月
登録	324	324	325	316	318	317	316	316	316	315	316	318
届出	14,171	14,237	14,293	14,319	14,393	14,449	14,499	14,546	14,588	14,598	14,646	14,720
合計	14,495	14,561	14,618	14,635	14,711	14,766	14,815	14,862	14,904	14,913	14,962	15,038

平成21年(2009)

	4月	5月
登録	320	317
届出	14,763	14,810
合計	15,083	15,127

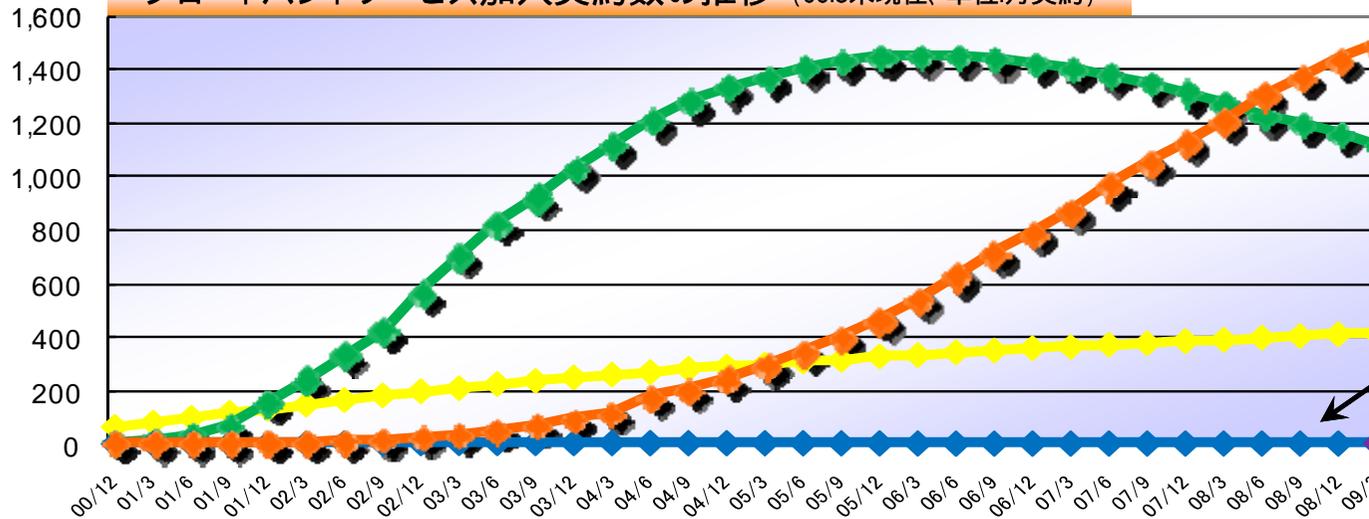
平成22年(2010)

単位:事業者(社)

注)平成16年4月1日に改正電気通信事業法が施行され、電気通信回線設備の設置の有無に着目した第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者の区分を廃止し、事業への参入手続が登録制(同法第9条)又は届出制(同法第16条第1項)へ移行されたため、旧第一種電気通信事業者の一部は第9条に基づく登録をした事業者と、その他の旧第一種電気通信事業者及びすべての旧第二種電気通信事業者は同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされることとなりました。なお、平成16年4月1日に同法第16条第1項に基づく届出をした事業者とみなされた旧第一種電気通信事業者の数は、126です。

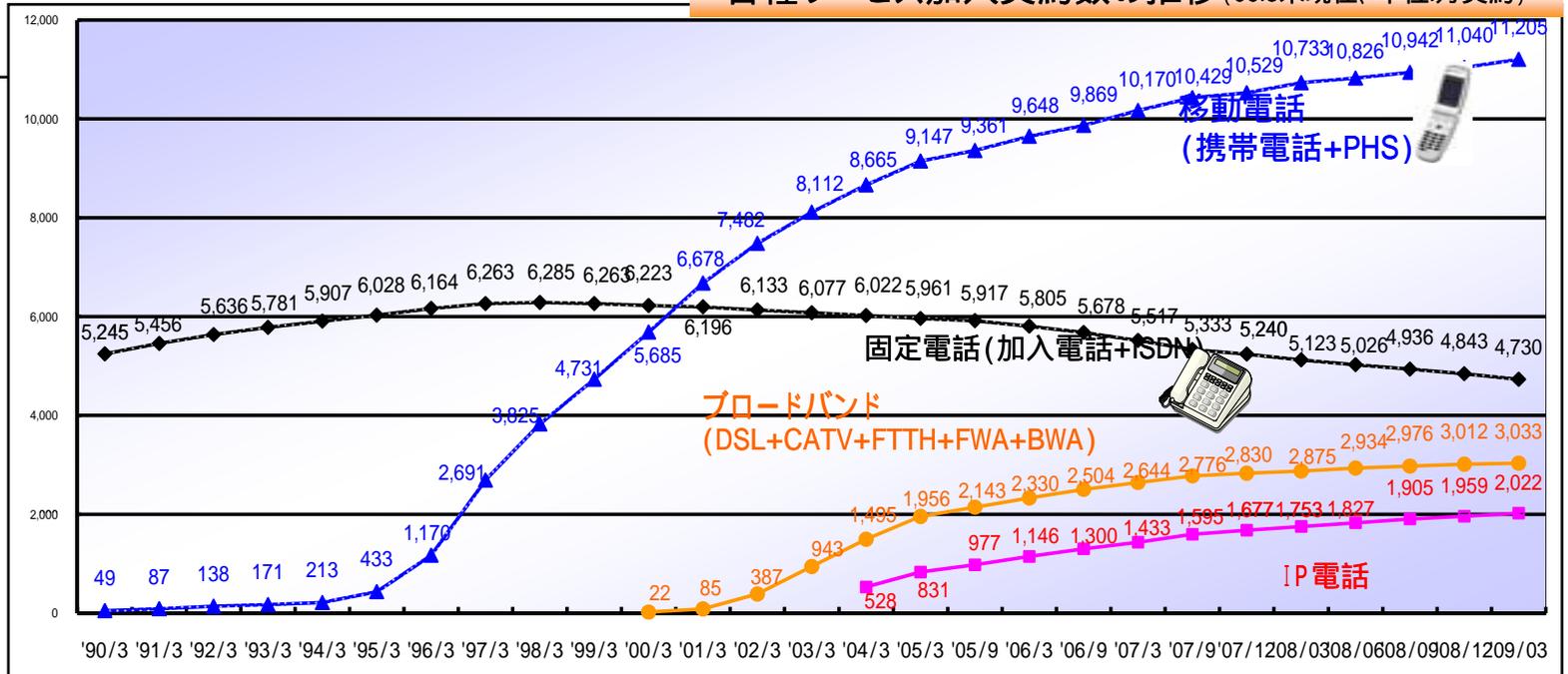
ブロードバンド化の進展状況

ブロードバンドサービス加入契約数の推移 (09.3末現在、単位:万契約)



光ファイバ(FTTN) 加入契約数 : 15,017,316 事業者数 : 177社
DSL 加入契約数 : 11,184,265 事業者数 : 45社
ケーブルインターネット 加入契約数 : 4,110,609 事業者数 : 379社
無線(FWA) 加入契約数 : 12,643 事業者数 : 34社
無線(BWA) 加入契約数 : 6,718 事業者数 : 1社

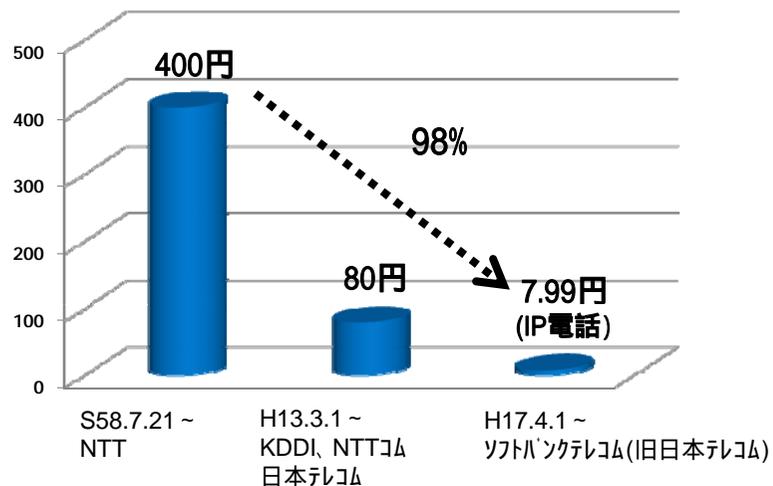
各種サービス加入契約数の推移 (09.3末現在、単位:万契約)



注:平成16年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた加入者数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数を集計。

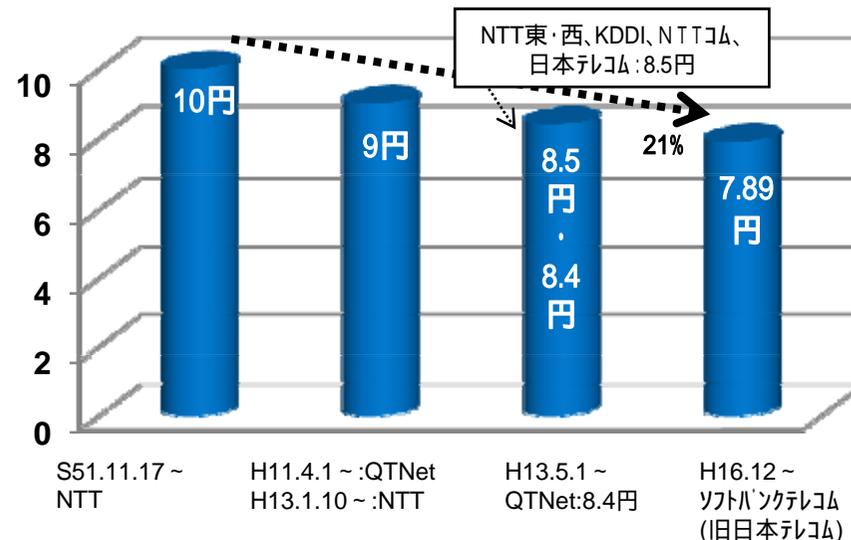
市外通話(東京 - 大阪間)

(平日昼間3分間、税抜額)



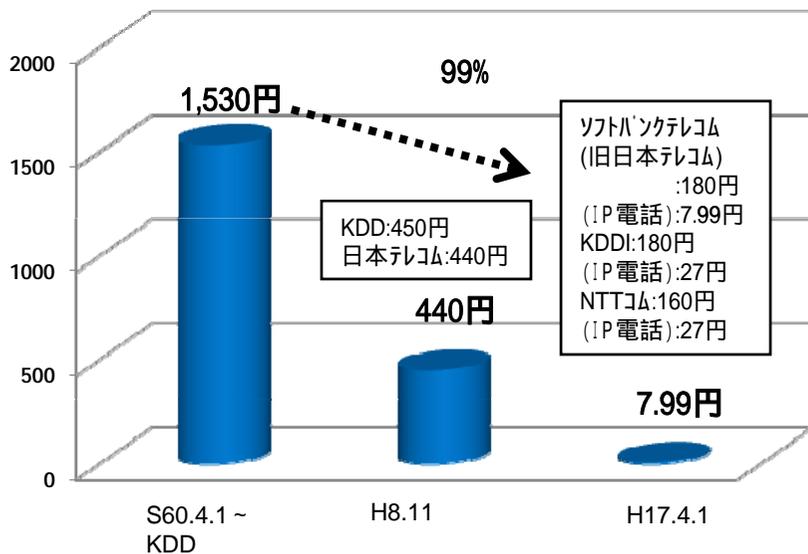
市内通話

(平日昼間3分間、税抜き額)



国際通話(日米間)

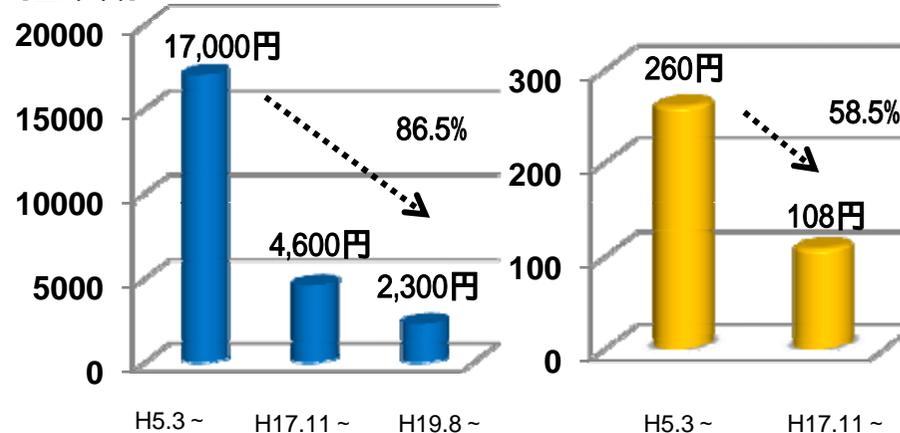
(平日昼間3分間)



携帯電話(800MHzデジタル方式) (NTTドコモ(タイプS)の場合)

【基本料】

【通話料】(平日昼間3分間、税抜き額)



H17.11の基本料4,600円には無料通話2,000円分を含む
 H19.8の基本料は「ひとりでも割引50」適用(基本料50%OFF)。また、無料通話2,000円分を含む。